

令和7年度第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会・岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事録（要旨）

1 日 時 令和8年2月17日（火）14:00～16:00

2 場 所 ピュアリティまきび 飛翔

3 出席委員 村社会長、石原委員、伊山委員、臼井委員、太田委員、金島委員、小寺委員、阪井委員、竹田委員、田中委員、中島委員、永田委員、檜原委員、難場委員、萩原委員、福田委員、藤田委員、宮地委員、森（俊）委員、薬師寺委員
以上20名（※8名欠席）

4 議事概要（主な質疑応答）

○議題（1）障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

（委員）

毎年4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デーであり、4月2日から8日は国の定めた発達障害啓発週間である。岡山県自閉症協会では、JR岡山駅東口、西口や駅地下広場等で自閉症の特性を周知する啓発チラシを、岡山県並びに岡山市から提供いただいた啓発グッズとともに配布する街頭啓発活動を行っている。

また、岡山城天守閣や総社市備中国分寺の五重塔等、県内の多くのランドマークのブルーライトアップも行われており、年を追うごとにライトアップの場所も増えている。

さらに、より多くの県民・市民の皆さんに自閉症を知っていただくために、山崎製パンさんのご支援をいただき、山崎製パンさんの人気商品である「ランチパック」の表と裏に、世界自閉症啓発デーのロゴや自閉症に関する情報にアクセスできる二次元コードを印刷した商品を、中四国9県に3月1日から4月末までの2ヶ月間販売いただき、多くの方々に手に取っていただいた。会議資料の10ページは、令和7年3月の活動内容で、いろいろなお店に「ランチパック」の商品を展示・販売いただいた様子である。

その他にも「アスのワニ プロジェクト」を実施しており、これは若い人たちに対する自閉症への理解促進を図るため、令和2年に県から委託を受けて作成した啓発動画で、現在でもYouTubeで見ることができる。

最後に、先ほどの山崎製パンさんの「ランチパック」に代わる商品で、「ごろっとりんごのカスタードクリームパン」という商品が啓発に当たって販売される。3月以降、お近くのスーパー等で見かけたら購入いただき、お知り合いの皆様にも自閉症啓発の一環で実施している旨をお知らせいただきたい。なお、今回で第4弾になるが、第3弾までの販売個数は30万個を超えている。こういった形で、より多くの一般の方々に情報が届くような取組がこれからもできたらと思っている。啓発によって、障害に対する差別が少しでもなくなるようにと活動しているところである。

(委員)

今回、倉敷まきび支援学校に対応事例等を報告いただいているが、補足説明があればお願いしたい。

(委員)

入学あるいは卒業の移行期の部分を大切にすることはもちろんのこと、小中高の一貫性や連続性もしっかりと見える化し、保護者とともに支援内容を作り上げていく。その上で、卒業後に向けた取組として、産業現場等における実習において、事業者にも日常生活の合理的配慮を理解いただき、実践しているというのが現状である。

(委員)

岡山県手をつなぐ育成会の事例について、補足説明があればお願いしたい。

(委員)

毎年、県大会を開催しており、昨年度に津山で開催した際は本人大会と一般大会を分けて開催した。今年度は同時開催としたところ、本人さんやご家族の方等の一般大会に参加する方が一堂に会したため、クールダウンスペースが必要であった。昨年度、津山で開催した時にはクールダウンスペースを用意していたが、今年度、スペースに余裕がなかったために用意できなかったのは反省するところであった。

取組状況について、知的・発達障害を一般の方に知ってもらうためにどういった形をとればいいのかについて、兵庫県たつの市にあるキャラバン隊の「ぴーす&ピース」に依頼して、勉強させていただいた。例えば、紙にリンゴの絵を描きましょうと言うと、皆さんリンゴの絵を描けると思うが、研修会では「ちょっと」絵に描いてみましょうというお題が出された。私達は「ちょっと」と言われても感覚として分かるが、それが絵に描けない方にとっては想像しにくいということなので、発達障害や知的障害のある人には「ちょっと」などの紛らわしい言葉ではなく、はっきりと5分間とか、ここからここまで時計が回る間というように具体的に示す必要があるということをお教わった。そういった形で啓発していくことが必要なのだと勉強させていただいた。

(委員)

県内に多くの特別支援学校がある中で、特別支援学校校長会や県の担当課は合理的配慮の取組状況を把握できているか。

(委員)

今回、倉敷まきび支援学校の事例を報告いただいているが、全県的な動きということではいかがか。

(事務局)

特別支援学校については、基本的には障害のある児童生徒が通う学校なので、手厚い合理的配慮がなされているというのが実情である。倉敷まきび支援学校でされているような配慮は、他の特別支援学校においても、児童生徒一人ひとりに合った形で対応されていると認識している。

(委員)

資料に取組状況や対応事例が挙げられているが、聴覚障害に関する対応事例を発表する場がないのはなぜか。

(事務局)

差別解消の事例については所属団体も含めて提供いただいているが、今回残念ながら提供いただけなかった団体もあるため、提供いただいた団体分のみ掲載させていただいている。そのため、各団体で他にもされている取組があると認識しているが、今回は提供いただいた範囲での紹介になってしまった。

(委員)

事例を提出するような案内が来ていないが。

(事務局)

それについては、こちらの行き違いがあったかもしれない。

(委員)

聴覚障害は見た目では分からず、どういう対応をすればよいかも分からないと思う。最近、NHKで発達障害をテーマにした裁判官のドラマが放送されているが、発達障害も見た目にはとても分かりにくい。しかし、このドラマで発達障害が見た目には分かりにくいということが周知されたことは、大きな一歩だと考える。

聴覚障害について、手話はパフォーマンスがあるので取り上げられやすいけれども、例えば難聴は要約筆記をどのようにしてドラマにするのかと言えば、全然ドラマにならない。なかなか難聴ということが理解されにくい状況なので、そういったところをもう少し皆さんにも考えていただきたいと思う。

(委員)

2月13日の山陽新聞の社説に、特別支援学校の生徒を統計から除外しているという記事が出ていた。18歳人口のうち何人が大学に進むかという進学率の算出だが、その18歳人口の中に、特別支援学校の生徒が入ってなかったというものだ。あなた方は別だとして初めから除外されるというのは、ある意味では一番の差別かもしれない。文部科学省はこのことについて認めているわけであるが、岡山県ではどうなのか。

また、大学への進学への支援については、どのように考えているのか。岡山県の現状に加えて、将来の障害児者の高等教育支援についてどのように考えているのか、併せて伺いたい。

(事務局)

お話の記事については、承知しているところである。当課は県内の小中高等学校の特別支援教育全般を預かっている課であるが、特別支援教育については支援の必要な障害のある子を対象にした様々な施策を展開しているので、記事にあるような差別意識というものがあるのであれば、本当に許されるべきことではないと強く感じたところである。一方で、今回の国の調査については会見等で発言があったように、基本的に

は認識がなかったということであろうかと思う。今後の対応については、国において検討の上、様々な方向で必要な統計は取ることになると考えている。

県の場合はどうかということだが、今回の統計については国から細かな調査方法の指定があり、それを吸い上げたものを国がどう数字を精査して、進学率を算出していくかというものであったので、県が調査方法に直接関与するということにはなっていない。

ただ一方で、当課は特別支援教育の専門課であるので、今回の統計以外にも、特別支援教育について県独自で専門的に調査している内容もある。逆に言えば、お話の統計は一般の生徒に対する調査で、当課では特別支援学校や特別支援の必要な生徒にだけとっている調査も様々ある。そういった意味で、調査自体は趣旨や目的に応じて、対象者を考えて実施されているものと認識しているので、当課としては必要なものはしっかり取っていると考えている。

また、大学への進学への支援ということだが、当課として直接関わっているわけではないが、特別支援学校や小中高に通っている支援の必要な児童生徒については、国から就学奨励費という手厚い支援があるのが実情で、こういった環境の中で高校または高等部時代の学びというものがしっかりと保障されていると考えている。

(委員)

障害者権利条約の中でインクルーシブ教育について規定されているが、岡山県としてもインクルーシブの趣旨に沿うように、チャンスは与えるという方針をきっちり取っていただきたい。

(委員)

障害児の高等教育に関して、大学入学共通テストや大学入試の際に、各々が必要とする合理的配慮についての診断書を提出すれば、試験会場で様々な配慮がしてもらえる。こうした対応はほとんどの都道府県で行われており、最近では岡山県でも高校受験の際に、合理的配慮を求めれば対応してもらえるということがある。例えば、うっかりミスが多いお子さんの場合は、定規を持ち込んで列を間違えないようにしたり、解答用紙の文字の区画を大きくする、あるいは騒がしいのが苦手であれば一人別室で受験する、そういった様々な合理的配慮が高校や大学の受験の際になされている。

○議題(2) 岡山県自立支援協議会専門部会の活動について <医療的ケア児等支援部会の活動状況について>

(委員)

今年度の医療的ケア児等支援部会は1月27日に開催した。

まず、医療的ケア児の相談窓口について、今年の7月に設置される予定の里庄町を除き全ての市町村で設置が済んだところだが、部会委員から各地域で議論されている内容や状況を共有できるように協議の場を設置してほしいという提案があったので、今後検討することとしている。

また、医療的ケア児等支援センターの運営状況について説明があった。毎年実施しているアンケートについて、今回、アンケートの方法を変えたところ、県内の医療的ケ

ア児の数が微増した。先天的あるいは子どもの頃の障害によって医療的ケアを受けている医療的ケア者に対しても、支援が必要だということで、人数を把握したいと考えているが、なかなか難しい部分もある。日本全国で4万人程いると推定されているが、岡山県でも医療的ケア児の倍程度いると考えられる。

その他、大学病院の鷺尾委員が、医療的ケア手順集の動画を作成するためにクラウドファンディングをした結果600万円集まり、現在、業者に依頼し動画を作成中であるが、今後英語版を出したいということであった。

学校、保育園、保育所における医療的ケア児の状況について、特別支援学校を除いた普通校には重度の医療的ケア児の事例はないということであった。保育園、保育所では、一部の市町で何人かおられる。

災害時の電源の問題について、倉敷市はとても進んでおり、倉敷中央病院が避難所になっていることに加え、三菱自動車工業が電源を提供するという取り決めがあるが、岡山市ではまだ決まってないので、ぜひ岡山市にも頑張っていたいただきたいと思います。

<就労支援部会の活動状況について>

(委員)

就労支援部会については、昨年10月24日に開催し、4つの議題で話し合った。工賃・賃金実績について、約8～9%上昇しているが、A型事業所の約3分の1がB型に移行した。また、物価高騰で商品価格へ転嫁できていないという現状がある。

県内の就労継続の現状だが、先ほど申し上げたとおりB型事業所が急増している。B型には雇用契約がなく、労災もない。工賃なので、所得が少なくなるのは当たり前ではあるが、そういう意味ではB型事業所がここまで増えていいのかとも考える。そのために就労選択支援というサービスができて、就労選択支援を広めていっているというのが現状である。まだ就労選択支援事業所は少なく、これが普及するまでにもう少し時間がかかると考えている

農福連携について、JAグループも参画して農福コンソーシアムを立ち上げ、様々連携しながら農福連携を進めている。ただ、牡蠣の養殖業者において障害者施設が請け負っていた仕事が外国人労働者の通年雇用化によって減ってきたという状況がある。

<人材育成部会の活動状況について>

(委員)

人材育成部会は、今年の1月16日に開催した。

まず、各所団体からどのような形で人材育成に貢献しているかということで、現在実施している研修の見える化を行った。

その後、相談支援専門員の量および質の向上、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の研修に関わる現状というところを切り口に、多角的に話をしていた。主だったところでは、4月1日から施行される高次脳機能障害支援法に関して、岡山県では高次脳機能障害の支援体制加算に関わる研修を令和7年度から実施しており、高次脳機能障害を有する方々へ支援が行き届く体制に結び付いているのではないかと確認した。

各市町村は総合的な相談受付ができる基幹相談支援センターの設置、また、親亡き後の体制をつくるという観点から、地域生活支援拠点等の整備というかなり大きなテ

ーマを掲げており、これに対して岡山県では、相談支援アドバイザー、コーディネーターといった人材を配置し、要請があった市町村にこうした人材が助言指導していくという仕組みを整えているが、その実施状況について確認した。

次に課題についてだが、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の期間が、1日で終わるものではなく、数日かかる上、間が空くという設計になっており、昨今の感染症等もあるご時世の中、途中で罹患してしまうと駄目になるという実態がある。その結果、ライセンスがなくて従事できないという危機的な問題に発展するので、岡山県での研修が受けられなくなってしまい、オンライン研修や他県の研修に流れてしまうという状況が出てくる。福祉というのは、かなり地域を基盤としているところがあるので、岡山県でどのように研修が受けられるかというところは追求していく必要があるのではないかと話している。

また、女性が妊娠出産などで従事する期間が保てなくなった時、現在の国の制度では、更新研修を受ける際には従事年数の要件が求められるが、勤務したくても事実上できないという方々は、研修を一から受け直さなければならないというたいへん厳しい制度になっている。こういった方々に対する後押しとして、地方での現状をしっかりと国に届けていくことも必要ではないかと考える。

現場では人材不足もあって研修に出られないという声が非常に多くなってきている。人材を配置することで加算が取れるという制度設計になっているため、なかなか一人の人を送り出すことが困難になっているという状況があるので、研修の組み立て方や研修の実施スケジュールの創意工夫が必要だということを確認した。

<強度行動障害支援部会の活動状況について>

(事務局) ※担当委員欠席のため、事務局から報告

本部会では岡山県における強度行動障害のある方への支援体制の充実に向け、集中的支援の実施状況の検証、次期施策の方向性、人材育成のあり方等について協議を行っている。

まず、第1回の部会は7月30日に開催した。主な議題として3点ある。

一点目は、集中的支援等の取り組み状況についてである。今年度から状態の悪化した強度行動障害を有する児者に対して、専門人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る集中的支援を開始したところである。実施に当たって、昨年1年かけて岡山県や岡山市、倉敷市、県や市の発達障害者支援センターが一緒になって実施するスキームを検討し、この4月から本格的に支援を開始したところである。いざ開始してみると、いくつかの課題も明らかになった。具体的には、相談を受けてから、適切な支援に繋ぐまでの方向付けの難しさ、関係機関に対する制度周知の更なる必要性、個別ケースを支えるケースワーカーとの連携強化の必要性などである。これらの課題を踏まえ、より実効性の高い支援体制の構築に向けた検討を進めているところである。

二点目は、令和8年度以降の施策展開についてである。次期取組期間においては、人材育成と基幹コンサルテーションを二本柱として施策を展開していく方向性を確認した。特に人材育成については、県内の支援の中核を担う人材の養成を進め、オール岡山県で支援体制を支える基盤作りを進めていくこととしている。

三点目は、実態調査についてである。市町村の認定調査結果等を活用し強度行動障

害のある方の状況把握を行うとともに、支援が困難なケースの把握を通じて、今後の支援施策の検討に繋げていくこととしている。

次に、第2回部会は先週2月12日に開催した。議題としては、集中的支援の取組状況、次期施策展開の具体化、人材育成の取り組み方針等を報告した。中でも大きな柱となるのが、人材育成である。強度行動障害支援においては、事業所内で支援の中心的役割を担う中核的人材の養成が重要な課題となっている。令和9年度からは、この中核的人材養成研修を県が主催となって実施していくことが求められているので、令和8年度は研修実施体制の整備等、その土台作りを進めていくこととしている。

今後は集中的支援の実践、人材育成等の取組を相互に連動させながら、地域全体で強度行動障害のある方を支える支援体制の充実に取り組んでまいりたい。

<以下、質疑応答>

(委員)

私の家内は重度難聴者で、ほとんどろうに近いが、もう歳なのでA型もB型も入れないということで、就労支援事業所の仕事をもらって内職しているが、家内に関係のある就労継続支援A型事業所に通われていた方が、ほぼ強制的にB型に変わりなさいと言われたいへん困っている。賃金が全然違って、どうやって生活するのかと思ってしまう。就労支援ということなので、一般就労するための事業所なのだろうが、実際問題として数万円でどうやって暮らすのかと思ってしまった。

(委員)

約7年前に倉敷で600人の大量解雇が発生した。その時も大きな問題が起きたが、様々な機関が協力して収めていった。今回はまた違う事情であって、国のスコア制度が厳しくなり、利用者の賃金に関係する収支が黒字の事業所に対して評価し、赤字であれば評価せずマイナス点をつけるということになり、単価が非常に安くなった。一方で、B型に移行すると単価がとても上がったというのが現状である。

障害者はどうなるかいうと、A型に通っていた障害者は、当面は雇用保険が下りる。我々の雇用保険は3ヶ月だが、障害者の場合は10ヶ月あるので、その間に次のステージを見つけてくださいということになる。その間の保障としては、雇用保険と障害基礎年金になると思う。それでもA型事業所を運営する以上は、利用者に対しての所得保障を特に大事にしてやるべきだと思っている。

(委員)

今、お話いただいたのは現に働いていた、または働いている人の問題であったと思う。高等支援学校卒業間近、または2年生の頃から就労の実地研修に出ると思うが、今まではA型やB型、それから一般就労も含めて、生徒を受け入れる選択肢としてあったものの、現在は選択肢としてのA型が無くなってきている。支援学校の先生の中にはA型を対象として実地研修を進めていないと言う先生もいるようなので、大人だけでなく子どもにも影響があるということを伝えておきたい。

(委員)

駄目という意味ではなく、今残っている事業所はたいへん優秀だ。申し訳ないが、学校の先生方の見る目がなかったとも言える。そういう意味では保護者もそうだ。やはり、そういった事業所は見れば分かる。その事業所を見て実習にも行っているわけなので、ここが本当にお金を払えるのか判断できるようにもう少し感性を磨くべきではなかったかと少し思う。

(委員)

私の法人でも津山市でB型の作業所を運営している。県南の方は高いとか安いとかいろいろ言われているが、県北にはそもそも仕事がない。津山辺りならまだあるが、津山から北に行くと全くと言っていいほどない。それでも障害者はいるのだから、この問題をどうしたらいいんだろうかということについて、この場で急に答えは見つからないと思うが、障害福祉課には知恵を絞っていただき、何とか県北でも就労支援事業所が頑張っていけるよう考えてほしい。

同じ事業所でも頑張っているところと頑張っていないところがあるのはよく承知している。どのようにしたら頑張れるのだろうかという指導の方法もぜひ考えていただきたい。

(委員)

私の個人的な考えだが、定員がA型は10人、B型は20人が基本となっているが、それは町の中の基準であって、地方です際には、これを柔軟に一緒になって10人でもできるというように制度設計してもよいと思う。現行の制度は東京を中心にもものを見ており、岡山県も岡山市を中心に物事を考えるのはよくないとは思っている。

障害者がどこでも生きられるように、どこでも働けるように、どこでも大事にされるような仕組みが必要だ。特に岡山県には町もあれば、中間都市もあれば、山間部もあるという地域なので、段階的な基準があってもよいのではないか。富山県ではそういったものを柔軟に対応して作っているのだから、岡山型というのがあるといいように思う。卒業したら小さいところでも大きいところでも働ける、そういった柔軟な仕組みを認めてやってほしい。

○議題(3)「第5期岡山県障害者計画(第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画)」の取組状況について

(委員)

昨今、福山市等で配置人員の割り増しにおける事業停止や、倉敷市で放課後等デイサービス事業所が閉鎖されるといった形で、サービスを受けている方に影響のあるような話を耳にする。目標数値を掲げて施策を進めるのは良いことと思うが、岡山県として事業所がなくなっていくことへの対策についてどう考えているのか、県の見解を求めたい。

また、数値目標の中で、相談支援専門員研修の修了者に関する目標値を超えているということだが、その割に実際に依頼できる相談員の数に未だに少ない。相談員をつけられない状態でサービスを受けている方も多くいるということなので、目標値はク

リアしているけれども実際に配置されていないということに対する県の見解を求めたい。

(事務局)

事業所の閉鎖、不祥事があった場合の対応について、県内の事業所で不祥事があった場合に、一時的な事業停止、あるいは完全な事業停止を県から命令する場合がある。その際、現在の利用者を保護するための措置を講じた上で、そうした発令に至るので、今いる利用者に不利益が生じないように、自治体や相談員等と協力しながら次の移行先を探すこととしている。

また、数の確保も大切だが質の確保も大切なので、引き続きサービスの質の向上に努めていきたいと考えている。処分している事業所の件数が非常に増えているということでもないので、一定程度、不祥事が続いているところについてはしっかりと指導してまいりたい。

(委員)

倉敷市の放課後等デイサービス事業所のように、不祥事ではなく、事業継続ができないために廃止する事業所もあると思うが、こういったことへの対策はいかがか。

(事務局)

不祥事でなく、一般的に辞めてしまう場合については、廃止する理由をヒアリングし、今いる利用者の行き先を確保した上で、廃止の手続きをすることとなっている。実際に、最近廃止した事業所については、利用者全員の次の行き先を案内した後に、計画的に辞められている。辞める理由としては、経営者の高齢化に伴う後継者がいないことや利用者の低迷といったことが多い。様々な理由で辞める事業所が一定程度ある一方で、新たに創業する方もいるので、県南の地域に関して特にサービスが不足しているということはないと認識している。

(委員)

事業所閉鎖について、相談支援専門員と相談して利用者側で行き先を探すよう促す事業所があるという話を聞くこともある。事業所がしっかりとフォローアップする体制がどこまで十分にできているのか、今後、しっかりと指導や調査をしてほしい。

数値目標達成と相談支援専門員の配置状況のギャップについても発言いただきたい。

(事務局)

相談支援専門員は障害福祉サービスを受ける際に重要な人材であり、研修実施により人材確保に努めているが、実際にサービスを受けたい方のセルフプラン率が高い状況にあることも認識している。県としては、そうした状況が少しでも解消できるよう、引き続き、相談支援従事者研修に取り組んでまいりたい。

(委員)

第5期岡山県障害者計画の中に第7期岡山県障害福祉計画と第3期岡山県障害児福祉計画を統合したと理解しているが、相違ないか。

(事務局)

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、それぞれ根拠法が異なるが、内容に重複する部分もあることから、現行計画から統合した形とした。

(委員)

まとめていくということについて、障害者としてはその方がありがたい。直接携わる人だけが理解できるのではなく、一般県民の皆さんにもよく理解していただかないといけない。先ほど、市町村と連携していくという発言や、福祉は地域を基盤にしているという発言があったがその通りだと思う。国や県が旗を振って方向性を示さなければいけないが、直接住民になると市町村の具体的な動きを待たざるを得ない。しっかりと市町村に意識を徹底するよう指導すべきではないか。重層的支援という国の大きな方針があるのだから、それに基づいて進めていただきたいと思うがいかがか。

(事務局)

各計画それぞれ根拠法が異なっているが、できるだけ分かりやすいものとなるよう、全国でも3つの計画を統合した形で計画を策定する自治体が多い。県下全市町村でも、3つそれぞれの計画を策定しているが、例えば、津山市では、障害者計画に、障害福祉計画、障害児福祉計画を統合し、策定している。こうした市町村が策定する計画を包含する形で県計画を策定しており、引き続き、市町村と連携しながら取り組んでまいりたい。

(委員)

今回、福祉施設から一般就労への移行者数も大きく増えている。また、精神障害者の地域定着支援利用者数も増えている。質を向上させる取組に関しても修了者数が増えており、とても評価できるのではないかと思う。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、利用者数が増えているということ等について意見を伺いたい。

(委員)

最近、精神障害といっても、発達（自閉症）と精神の病気（統合失調症）を複合した患者がグループホームに多く見られ、A型作業所とグループホームを運営するような事業所から、しっかりと働けないのでグループホームを追い出されるケースがとても多い。しっかりと働いてくれないうちのグループホームは使わせないとはっきり施設長から言われた事例もある。県精神障害者家族会連合会でも対応できないので、おかやまUFEのシェルターを利用し一時保護を受けて、その後、相談支援専門員に繋ぐようにしているが、相談支援専門員がなかなか難しいと言って支援者が受けていただくところがない。発達障害のある方は個性があるので、ここ2、3年特にこういった事例が増えてきた。

グループホームから行き場を失って、警察等に一時保護されるケースが年間10人程度いる。これは岡山市内だけの話ではなく、県北の市町にも言えることと思うが、その多くは警察から連絡が入ってくる。

先ほども話にあったが、相談を受けてくださる方も精神障害の人は難しい、身体障

害の人だったら大丈夫だけどというように、障害の内容で相談を受けてもらえる、受けてもらえないということが多くある。障害者差別解消法ができた以上は、全ての障害のある方に向けて考えていかなければならないのではないかと思う。相談支援専門員が、今受け持っている件数が多いので、自分にはこれ以上を受けきれないということで、判断されるのかもしれないが、命がかかっていることなので、その人の命を助けるという思いで考えていただきたい。

65歳になって高齢者の老人施設に入りたいという人がいても、精神の治療をした患者は難しいと言われ断られたという言葉がたくさん聞こえてくる。そのため、県精神障害者家族会連合会では、新しい考え方として、親亡き後ではなく、生きている親も子どもみんな高齢になって行き場を失わないように施設化を考えたいということで、昨日の山陽新聞に大きく掲載いただいた。誰もが人間として生きていくわけなので、全ての障害について考えていただきたいと思う。

○議題（４）「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」に係る次期計画について（委員）

最近、支援者支援、例えばヤングケアラーとかケアラー支援の問題が挙げられるが、支援者を支援する事業がとても大切だと考えている。第5期障害者計画や今後策定する計画の中で、支援者に対する支援がどうなっているのか伺いたい。

（委員）

相談支援体制の充実強化の項目で、望まないセルフプランの件数をゼロにするという指標が挙げられている。人材育成部会からのお願いとして、現行の相談支援従事者研修には、相談支援専門になるための初任者研修と相談支援専門員がライセンスを更新する現任研修があるが、欠席をしたときの救済措置を考えていただきたい。

初任者研修も現任者研修も修了までに約4か月かかるが、4か月目の最終日にインフルエンザに罹患すると、ライセンスが更新できないという現象が生まれてしまう。そうすると、貴重な相談支援専門員がライセンスを失ってしまったり、研修を受けられないという人が出てきてしまうので、望まないセルフプランをゼロにするために、まずできる手立てとして、現行で受託している法人とも話をしていただき、そういう人たちがしっかりと受講できるような仕組み作りをお願いしたい。

（事務局）

まず、支援者の支援に係る取組について、次期計画では、人材不足の解消もさることながら、貴重な人材の質の向上とともに支援していくという視点も国の障害者部会で議論されており、お話の支援者に対する支援施策が盛り込まれるものと想定している。

次に、現在の研修における救済の手立てについては、受託法人との関係もあるが、どういった対応が可能なのか話をしてみたい。

（委員）

障害児支援の関係でこども家庭庁から、遠くのまとまった施設に入所するのではなく、生まれ育った地域の近くで生活できるような支援体制を構築する方向性が示され

た。地域共生社会ということで、施設から地域にという大きな方針の中で、また施設にというのでは違うのではないかと思うので、その辺り十分情報収集していただき、次期計画へ上手く反映いただきたい。

(事務局)

「こどもホーム」について、こども家庭庁の有識者検討会において示されたとの報道があったことは承知しているが、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画を定める国の「基本的な指針」は、厚生労働省とこども家庭庁の共管であり、こういった形で指針に反映されるのか、こういった制度設計となるのかなど、国の動向を注視してまいりたい。

(委員)

障害者の中に難病患者は入っているようで入っていない。岡山大学、ノートルダム清心女子大学等にも行ったが、各大学に数十人は難病患者がいる。しかし、そういった方々は見た目では分からない。先日、大きなホテルのマネージャークラスや医療関係者等を集めたワークショップを行ったが、その中でいろいろな話をした。ほとんどの難病患者は障害者手帳を持っておらず、A型事業所やB型事業所ではなく一般企業で働いている。受給者証の中には、例えば介護保険であれば要支援や要介護に区分があり、身体障害者手帳であれば1級、2級、3級とある。病気によっては筋ジストロフィーやALSなどベッドで寝たきりの方もいるが、348疾病の難病がある中で、働ける方が多くいる。そのこの区別をしてほしいというのが難病患者の一番の希望だ。障害者総合支援法には入っているが、ほとんどすれすれだ。今回、障害を取り巻く様々な現状を確認できたが、当協議会としても引き続き頑張っていきたいと思う。

(委員)

A型事業とB型事業について、難病患者であっても受給者証は出るなので、希望であれば利用いただければと思う。

(委員)

高齢になると半数は難聴者になるが、手帳はもらえず、社会に福祉サービスもない。だいたい40～50デシベルになると、音は聞こえるけれども言葉は途切れ途切れでしか聞こえないので、会議の内容が分からず置いてけぼりになってしまう。そういった方への対策が県も国もほとんどできていないので、高齢難聴者への補聴器助成制度を県下全市町村で実施できるようお願いしたい。

以上